## 第5章

# 基本施策 2

# 地域福祉を担う『人づくり』

# (1)支え合う福祉の「心」の醸成

各種フォーラムなど機会を捉えた地域での支え合い意識の高揚

地域ぐるみによる福祉学習の展開促進

# (2)地域での支え合いを担う人材の育成

福祉活動指導員・福祉活動専門員のコーディネート力等向上に向け た支援

県ボランティアセンターにおけるボランティアコーディネーター 研修支援

支え合い活動を担うリーダー等の発掘・育成支援

# (3)福祉を担う人材の確保・資質の向上

福祉人材の安定した確保支援

福祉従事者への体系的・実践的な研修等による資質の向上

民生委員の活動強化に向けた各種研修会等の開催

子育てマイスターの確保・養成

## (1)支え合う福祉の「心」の醸成

## 各種フォーラムなど機会を捉えた地域での支え合い意識の高揚

#### 1経緯・現状

地域の福祉課題を、住民自らの支え合いで解決していこうとする「共助(地域での支え合い、相互扶助)」の意識の高揚については、特に、県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会において、その基本となる活動理念として取り組まれてきました。

県では、県社会福祉協議会への活動支援のほか、徹底した住民参加を経ることで各地域での支え合い意識の高揚を図る市町村地域福祉計画の策定への支援、民生委員など地域での支え合い活動を担う方に対する表彰などを通して、その意識の高揚に努めてきました。

#### 2 課題

「向こう三軒両隣」や「遠くの親戚より近くの他人」などといわれた互い に助け合う地域の連帯感が希薄化、地域コミュニティが衰退しています。

そもそも、介護保険などの制度の外にあるニーズへの迅速・柔軟な対応、制度の隙間にある方やDV、児童虐待などの発見に関しては、地域での住民相互の支え合いでしか担えない役割があります。

また、「地域での支え合い意識」の高揚と、各種地域福祉活動の推進は、いわば、「卵と鶏」の関係にあるとも考えられます。各種地域福祉活動の一層の推進にあたっては、同時に「地域での支え合い意識」の高揚にも取り組む必要があります。

#### 3 方針

県では、「地域での支え合い意識」がなければ地域福祉施策の効果的な推進は困難でもあることから、市町村、県社会福祉協議会、県共同募金会等との連携のもと、次により、県民への普及を図ります。

また、「地域での支え合い意識」の高揚にあたっては、「助けられ上手」 と「寄付文化」の醸成の観点にも、特に留意します。 各種広報やフォーラム、講演会などの様々な機会を捉えて、県民への普及啓発を図ります。

市町村による、住民意識の高揚に資する市町村地域福祉計画の策定を支援します。

「基本施策1の(1)」参照

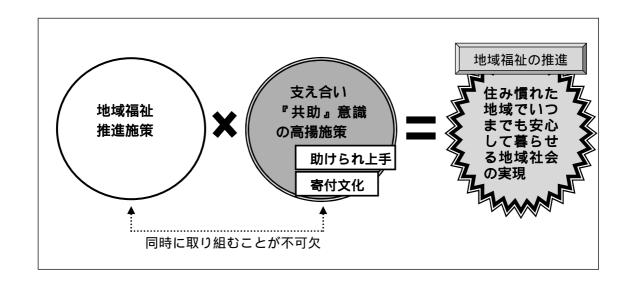
県社協による、主に小学校区(連合自治会)単位での「地区福祉懇談会」の開催支援や「福祉のまちづくりフォーラム」開催、「ボランティアフェスティバル」開催などの取り組みを支援します。

「基本施策1の(2)の 」、「基本施策1の(2)の 」参照

社会福祉事業者に対するボランティア受入れ研修などに取り組む県ボランティアセンター(県社協)への支援等により、地域における多様なボランティア体験の機会の充実を促進します。

「基本施策1の(2)の 」参照

県共同募金会等との連携のもと、各種広報啓発などにより、「寄付文化」の醸成を図ります。



## 地域ぐるみによる福祉学習の展開促進

#### 1経緯・現状

支え合いの心、福祉の心を育んでいくためには、子どもの頃から、福祉施 設等での体験学習や障がい者などとの交流活動、地域での支え合い活動参加 などを通じた福祉学習が重要です。

昭和 50 年代以降、県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会の支援のもと、県内においても福祉教育へ取り組む小中高等学校や特別支援学校が順次増加し、現在は、ほぼすべての学校において、その趣旨を踏まえた活動がなされています。

県では、約30年間にわたり、県社会福祉協議会によるモデル事業を支援し、福祉教育の普及を促進してきました。

現在まで、約8割の学校がモデル事業の指定を受け、学校現場での 福祉教育の定着がみられることから、平成19年度をもって事業を終 了しました。

なお、市町村社会福祉協議会では、引き続き学校に対する福祉教育支援に取り組まれています。

Ŧ	デル	事業	(	指定校)	罗計	(S52 ~	H19 `	١

	学校数	事業実施 学校数	実施率 (%)					
小学校	3 8 7	3 3 3	86.0					
中学校	2 0 0	1 8 0	90.0					
高等学校	8 2	3 6	43.9					
特別支援学校	1 3	2	15.4					
合計	6 8 2	5 5 1	80.8					

県ボランティアセンターまとめ

#### 2 課題

モデル事業の成果を踏まえて、活動が学校から地域へ波及し、児童・生徒から高齢者までを含めた地域ぐるみによる自主的・自立的な福祉学習の展開と発展が期待されています。

また、学校における福祉教育においては、特に福祉人材の確保が緊

急かつ中長期的にも大きな課題となっている中、福祉の仕事への関心 を高める観点も必要となっています。

#### 3 方針

県では、支え合う福祉の「心」の醸成を図るため、次により、高等学校等での福祉分野への進学や就労の促進にも資する福祉教育の充実とともに、県社会福祉協議会による、生涯学習の観点も含めた地域ぐるみでの福祉学習の展開と発展に向けた取り組みを支援します。

高等学校等において、地域の福祉・介護機関、大学等との連携の もと、生徒のレベルや習熟度に合わせた福祉教育を実施します。

特に、福祉人材の確保が緊急かつ中長期的にも大きな課題となっている中、福祉施設等での体験学習や、障がい者などとの交流活動、機会を捉えた福祉の仕事の魅力とやりがいのPRなどを通し、生徒のみならず保護者や教員における福祉の仕事への理解と関心を高め、福祉分野への進学や就労に繋げます。

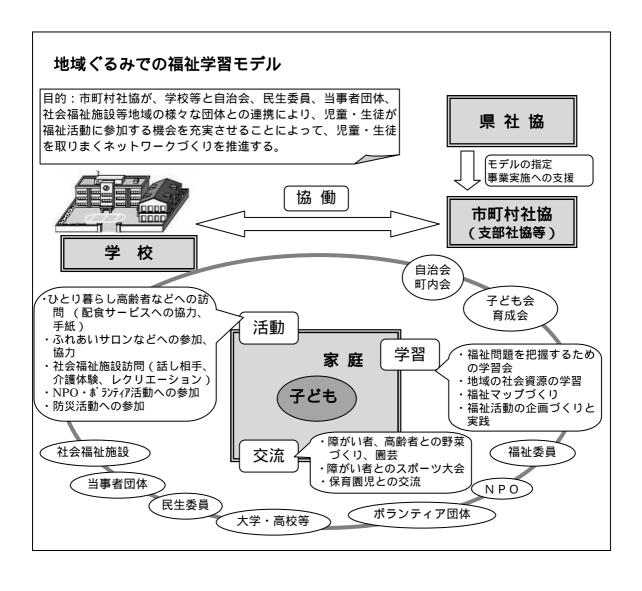
「基本施策2の(3)の 」参照

## 県社会福祉協議会の取り組み

地域の福祉・介護機関、大学等との連携のもと、児童・生徒のレベル や習熟度に合わせた福祉教育の促進

県内教育機関など関係機関との連携のもと、学校から地域への福祉学習活動の波及に向けた調査・研究、機運の醸成や活動発展に向けた各種普及啓発の実施

地域ぐるみでの福祉学習活動の普及を目指して、市町村社協が学校、 地域の関係団体、福祉関係機関等と連携して行うモデル事業の実施



## (2)地域での支え合いを担う人材の育成

# 福祉活動指導員・福祉活動専門員のコーディネート力等向上に向けた支援

#### 1経緯・現状

昭和 41 年から、県社会福祉協議会に「福祉活動指導員」、市町村社会福祉協議会に「福祉活動専門員」が配置されました。

福祉活動指導員と福祉活動専門員は、平成 11 年の国通知(注)でも「資質の如何は、社会福祉協議会活動の成否を左右するものである。」と特に留意されているように、社会福祉協議会が地域福祉の推進母体としての役割を果たすため、その中心的な業務を担う社協職員です。

県内においては、福祉活動指導員と福祉活動専門員によるコーディネートなど支援のもと、支部社協、ふれあいサロン活動、福祉委員をはじめ住民主体による支え合い活動の組織化が進んできました。

(注)平成11年4月8日付け「社会福祉協議会活動の強化について」

福祉活動専門員の配置については、市町村が支援することとされています。 県では、県社会福祉協議会に対する福祉活動指導員への人件費助成ととも に、福祉活動指導員が中心となって福祉活動専門員とともに取り組む各種研 修会・研究会、情報交換会等の活動を支援してきました。

#### 福祉活動指導員・福祉活動専門員の配置状況

	福祉活動指導員	福祉活動専門員
配置社協数	県社協	4 2 市町村社協
配置人員数	6人	156人
実質人員 (活動ベース)	-	9 0人

H20年3月·市町村社協実態調査(県及び県社協実施)等

#### 2 課題

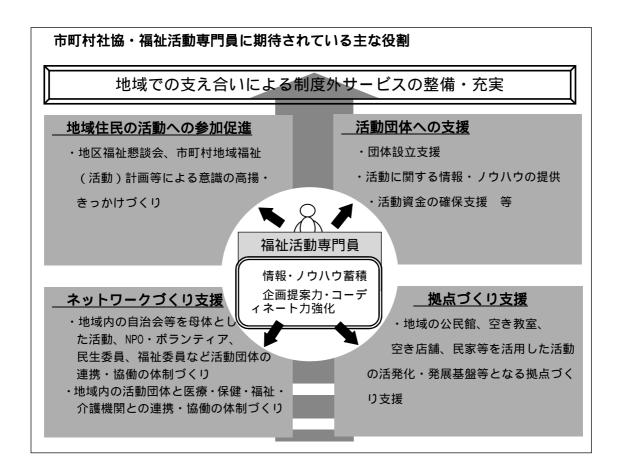
福祉活動指導員と福祉活動専門員は、現在までの活動で蓄積したノウハウや地域の医療・保健・福祉・介護機関などとのネットワーク等を活用し、地域ニーズを的確に踏まえた地域での支え合いによる制度外サービスの整備・充実に向け、今こそ、その役割が期待されています。

しかし、厳しい財政環境にあって、市町村による市町村社会福祉協議会に対する人件費を含む財政支援が縮小傾向にある中、市町村社会福祉協議会の福祉活動専門員からは、「他の業務にも従事せざるを得ず、住民活動支援に専念できない。」との声が多く聞かれるところです。

#### 3 方針

県では、地域福祉に関するシンクタンク機能を担う県社会福祉協議会・福祉活動指導員の適正配置と、その活動への支援を通し、市町村社会福祉協議会・福祉活動専門員による地域での支え合い活動支援に関する情報とノウハウの蓄積、企画提案力とコーディネート力の向上等を促進します。

また、市町村とともに、県内における地域での支え合いによる制度外サービスの整備・充実方策を検討する中で、福祉活動専門員の果たすべき役割の重要性について議論を深めるなど、福祉活動専門員の適正配置を促進します。



# <u>県ボランティアセンターにおけるボランティアコーディネーター</u> 研修支援

#### 1経緯・現状

昭和 48 年の国指針(注)により、県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会内にボランティアセンター(旧名称は「奉仕銀行」)が設置されて以降、ボランティア活動の活発化にともない、市町村ボランティアセンターにおいてボランティア振興の中心的な役割を担うボランティアコーディネーターの配置が進みました。

平成 20 年 3 月現在、ボランティアセンター設置済の 39 市町村のすべて においてボランティアコーディネーターが配置されています。ボランティア コーディネーターにより、各地域におけるボランティア情報の整備と発信、ボランティア活動をしたい人とボランティアによる援助を必要とする人とを つなぐマッチング支援など、ボランティア活動の活発化に向けた取り組みが 行われています。

県ボランティアセンター(県社会福祉協議会)では、ボランティアコーディネーター研修を開催し、県内各市町村におけるボランティアコーディネーターの配置促進と、その資質向上を図ってきました。

なお、大規模災害時において、全国から集まるボランティアの受入調整等の役割も期待されているため、平成 19 年度からは適切かつ円滑なボランティアの采配業務等に関する研修を充実したところです。

(注)昭和48年6月19日付け「奉仕銀行の運営について」

県では、市町村ボランティアセンターの各種活動を支援するため、県ボランティアセンターによるボランティアコーディネーター研修を支援してきました。

コーディネーター研修会開催実績

	H15	H16	H17	H18	H19
開催日数(日)	1	3	2	5	2
参加者数(人)	37	112	56	130	46

県ボランティアセンターまとめ

## 災害ボランティアコーディネーター講座開催実績

	H15	H16	H17	H18	H19
開催日数(日)	1	1	1	1	3
参加者数(人)	46	48	41	68	212

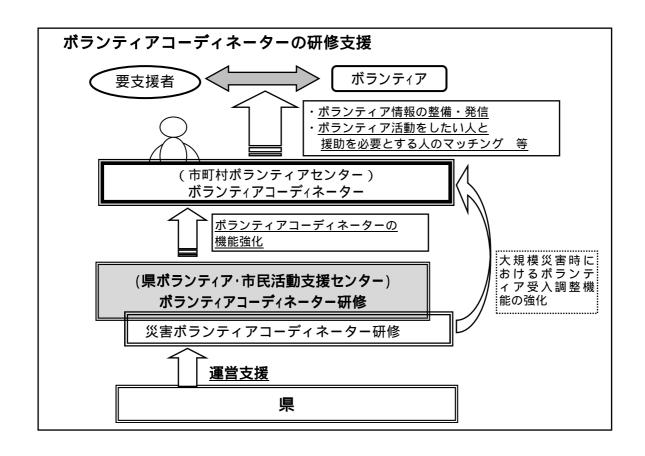
県ボランティアセンターまとめ

#### 2 課題

地域の福祉課題が増大、多様化・複雑化・潜在化・深刻化する中、ボランティアコーディネーターには、個々のニーズとボランティア活動との需給調整とともに、地域の福祉課題に対応するボランティア活動促進のためのコーディネート力と企画提案力が一層求められています。

#### 3 方針

県では、市町村ボランティアセンターの機能強化に向け、県ボランティアセンターによる実践的な研修会の開催など、ボランティアコーディネーターの資質向上への取り組みを支援します。



## 支え合い活動を担うリーダー等の発掘・育成支援

#### 1経緯・現状

地域での支え合い活動の発展に向け、主に県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会のボランティアセンターにおいて、活動を担うリーダー等の発掘と育成に取り組まれてきました。

県ボランティアセンターでは、平成 15 年度からの 5 年間でも、延べ 11 回、631 人に対して、活動の継続・発展に向けたノウハウ等に関するリーダー研修が実施されてきました。また、今後、大量に離職することが想定されている団塊の世代を対象に、地域での支え合い活動の担い手となるきっかけづくりに取り組まれているところです。

県では、県ボランティアセンターによる、支え合い活動を担うリーダー等の発掘と育成に向けた取り組みを支援してきました。

ボランティアリーダー養成研修開催実績

	H15	H16	H17	H18	H19
開催日数(日)	5	2	1	1	2
参加者数(人)	220	101	57	70	183

県ボランティアセンターまとめ

#### 2 課題

活動のリーダーや担い手となる人材は、従来の民生委員、福祉委員やその経験者、地区福祉懇談会や市町村地域福祉計画策定などの機会に加えて、PTA や青少年団など福祉に限らず他の様々な活動の中に見いだしていくことが必要です。なお、シニアボランティアの 32.4%が現役時代から引き続き活動している方であるとの調査結果もあり(注)、特に団塊の世代の方々が、退職後に地域での支え合い活動の場で、これまで培ってきた専門的な技術や知識を引き続き活かしながら活躍していただくため、企業との連携も重要となっています。

(注)H17 年度「高齢者の社会参画に関する政策研究報告書」(高齢社会対策の総合的な 推進のための政策研究会(内閣府))

また、社会貢献意欲のある方々に対し、必要なノウハウを身につけていただく研修会の充実とともに、研修終了後、円滑に地域での活動に繋げるまで

の支援の充実も求められています。

#### 3 方針

県では、団塊世代を対象とした活動参加のきっかけづくりや実践的なリーダー研修の開催をはじめ、県社会福祉協議会による市町村社会福祉協議会と連携した次の取り組みへの支援を通し、市町村と市町村社会福祉協議会による地域での支え合い活動の担い手やリーダーの発掘と確保、育成を支援します。

## **県社会福祉協議会(県ボランティアセンター等)の取り組み**

地域での支え合い意識の高揚や、地域ぐるみでの福祉学習の展開促進 による活動の担い手づくり

「基本施策2の(1)」参照

市町村社協が取り組む、幅広い分野からの活動のリーダーと担い手の 発掘に向けたネットワーク化への支援

団塊の世代を対象とした、活動参加へのきっかけづくり。特に企業との連携のもと、現役時代からの活動参加の仕組みづくり

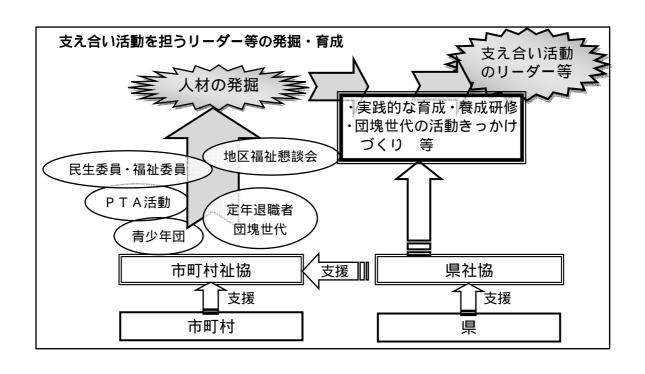
地域の福祉課題を住民自らが認識することで、活動(制度外サービスの提供)のきっかけとして有効であり、言い換えれば活動担い手の育成と発掘の場としても有効な、市町村と市町村社協が取り組む地区福祉懇談会の開催と運営への支援

「基本施策1の(2)の 」参照

地域での支え合いによる制度外サービスに関する全国的な事例研究や整備ノウハウの蓄積を踏まえた、実践的な育成・養成研修の実施

意欲のある方を、円滑に地域での活動に繋げるコーディネート役である市町村社協の福祉活動専門員とボランティアコーディネーターの機能 強化支援

「基本施策2の(2)の 」、「基本施策2の(2)の 」参照



## (3)福祉を担う人材の確保・資質の向上

## 福祉人材の安定した確保支援

#### 1経緯・現状

社会福祉事業者の人材確保を支援するため、県では、社会福祉法第93条に基づき平成5年、県社会福祉協議会内に「岐阜県福祉人材センター」を設置しました。

岐阜県福祉人材センターでは、国指針(注)等に基づき、社会福祉事業者に対する情報提供などのほか、福祉の仕事への求職者に対する無料職業紹介(福祉人材バンク)をはじめとした就業の援助、県社会福祉協議会が平成9年に設置した「岐阜県福祉研修センター」との連携のもと従事者の技能と資質向上のための各種講習会、研修会などの開催に取り組んできました。

(注) 平成 19 年厚生労働省告示「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置 に関する基本的な指針」

求人	1A	- <del>米</del> h	~~	$\Rightarrow$	4主
<b>Ж</b> ⁄	∖ 1H	- <del>∀</del> χ	⇌	夫	(1)

	H15	H16	H17	H18	H19	計
求人登録施設数	219	219	296	283	184	1,201
求人登録数(人)	727	831	1,014	1,342	550	4,464
講習会参加者人数(人)	959	1,028	1,422	835	448	4,692
就職説明会参加者人数(人)	718	604	625	525	507	2,979
就職斡旋件数	187	124	74	54	25	464

県福祉人材センターまとめ

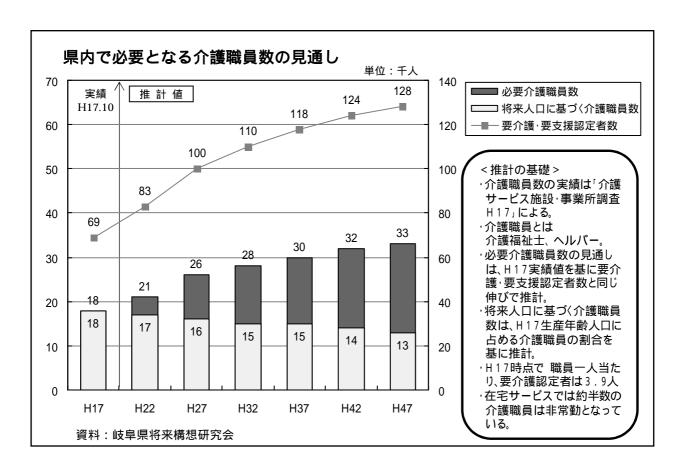
- (注)就職斡旋件数は、実際に就職に至った件数
- (注)H18.12月のシステム変更により、過年度との単純比較は困難

#### 2 課題

現在、福祉現場では、低賃金や労働環境の厳しさなどのため離職者も多く、 質の高い福祉人材を安定的に確保することが急務となっています。

さらに、中長期的な視点からも、介護を要する高齢者の数が平成 17 年度 の 6 万 9 千人から、平成 47 年度には、そのほぼ倍の 12 万 8 千人に及ぶと も推計され、特に介護人材の確保が大きな課題となっています。

このため、岐阜県福祉人材センターにおいても、幅広い県内関係機関との 連携のもと、人材確保支援に向けた機能を一層充実することが緊急の課題と なっています。



#### 3 方針

県では、国に対して必要な要望等を行うことはもとより、福祉人材確保対策を総合的に推進するため、岐阜県福祉人材センターと岐阜県福祉研修センターを統合・一元化のうえ、県内関係機関の連携・協働の中核となる「岐阜県福祉人材総合対策センター」を県社会福祉協議会内に設置し、福祉の仕事に対する社会的評価の向上、質の高い福祉人材の安定的な確保支援、労働環境の整備支援など、次に取り組むことにより、従事者が自信と誇りを持ち、安心して働くことができる社会の実現を図ります。

## 岐阜県福祉人材総合対策センター ( 県社会福祉協議会内に設置 ) での取り組み

本県の福祉人材確保対策に関するシンクタンクとして、事業者団体、従事者団体、財団法人介護労働安定センター等との連携のもと、福祉人材の需給状況・就業状況に関する調査・研究、体系的かつ実践的な従事者のキャリアアップ・スキルアップ研修メニューの開発、人材確保と定着(離職防止)のための労務管理と経営改善方法の調査・研究などに取り組み、福祉人材確保に関する情報やノウハウの蓄積と発信を行います。

県内関係機関・団体の情報交換・ネットワーク拠点として、「岐阜県福祉人材確保対策連絡協議会(仮称)」の設置を検討するなど、県内関係機関等の一層の連携・ネットワーク強化による福祉人材確保対策の推進体制を構築します。

福祉分野に関する従事者と事業者研修を一元的に担うとともに、体系的な研修メニューによる研修機関として、上記シンクタンク機能の充実を踏まえ、高度化・多様化・専門化する福祉・介護ニーズに対応するための実践的な従事者キャリアアップ・スキルアップ研修、福祉関係に就職していない介護福祉士など有資格者への職場復帰研修、人材確保と定着(離職防止)にも資する労務管理と経営改善に関する事業者研修等を開催します。

「基本施策2の(3)の 」参照

・ 特に、従事者研修では、離職の原因として指摘されている従事者の腰 痛等を緩和するための介護技術に関する研修会を開催します。

福祉人材バンクとして、公共職業安定所(ハローワーク)等と連携し、 求職者の把握と登録の充実のもと、無料職業紹介を実施します。

また、福祉人材養成機関、シルバー人材センター、岐阜県人材チャレンジセンター等との連携のもと、現在福祉関係に就職していない介護福祉士など有資格者の把握と登録に取り組み、福祉分野への就労促進に努めます。さらに、従事者が安心して出産や育児、研修等による休暇が取得できるよう、産休、育休、研修等の短期的求人需要に備えた人材リスト作成とともに、事業者間の人材交流のためのリスト作成に取り組みます。

福祉人材に関する総合的な相談窓口として、上記シンクタンク機能の充実を踏まえ、従事者が抱える人間関係や業務内容等に対する悩みや不満等への相談対応(メンタルヘルス)や、事業所からの従事者の待遇改善やキャリア管理など労務管理改善などに向けた相談に対応します。

福祉現場の声を踏まえた福祉人材確保対策の実施機関として、上記研修機能、福祉人材バンク機能、総合相談窓口機能、特にシンクタンク機能と 県内関係機関・団体の情報交換・ネットワーク拠点機能の充実のもと、次 の取り組みを効果的に推進します。

- ・ 県ボランティアセンター(県社会福祉協議会)との連携のもと、児童・ 生徒が福祉の仕事への理解と関心を高めるため、地域の福祉施設などで の介護等の体験活動、障がい者などとの交流活動、出前講座など、小・ 中・高等学校等における福祉教育の展開を支援します。
- ・ 併せて、保護者や教員に対しても、機会を捉えて福祉の仕事を P R し、 理解と関心の向上に努めます。
- ・ 介護についての理解と認識を深めることを目的とした「介護の日(11月11日)」関連イベントの開催や、各種広報などにより、福祉の仕事のイメージアップと社会的評価の向上を図ります。
- ・ 福祉分野への就職を志す学生や関心のある方による介護サービス事業 所等での職場体験をコーディネートし、希望する職場への就職を支援し ます。
- ・ 民間企業、シルバー人材センター等との連携のもと、福祉の仕事に関 心のある団塊の世代等が、退職後に福祉の現場で活躍できるよう、資格 取得支援やマッチング支援をはじめとした仕組みづくりを推進します。
- ・ 事業者団体、公共職業安定所(ハローワーク)、岐阜県人材チャレン ジセンター等との連携のもと、合同求人説明会(ガイダンス)を開催し ます。
- ・ 介護福祉士の養成課程等における優良な実習受入事業所による実践事 例報告会や講習会の開催等により、実習指導レベルの向上と実習受入事 業所間の連携を支援します。
- ・ 過去に福祉現場で働き、現在は離職している即戦力となる方の掘り起こしと、その再就職を支援します。
- ・ 従事者によるキャリアアップ・スキルアップのための資格取得や研修 参加等を支援します。

- ・ 介護サービス事業所等間による人材交流をコーディネートし、従事者 の質の向上や定着を支援します。
- ・ 離職率が高い新規採用の従事者等を対象に、事業所へ人材定着支援ア ドバイザーなどを派遣し、その定着を支援します。

## その他の取り組み

高等学校などにおいて、地域の福祉施設などでの介護等の体験活動、障がい者などとの交流活動、出前講座などにより、高校生に対して福祉の仕事の魅力とやりがいをPRU、福祉分野への進学や就労に繋げます。

福祉人材養成機関による、中学生や高校生に対する福祉の仕事の魅力とやりがいをPRする学校訪問や、高齢者や主婦層等をはじめ県民に対する介護の重要性に関する意識啓発など福祉分野への進学や就労に繋げる取り組みを支援します。

介護についての理解と認識を深めることを目的とした「介護の日(11月11日)」関連イベントの開催や、各種広報、介護職員を対象とした表彰などにより、福祉の仕事のイメージアップと社会的評価の向上を図ります。

介護人材の育成と養成を図るため、県社協による介護福祉士等の資格取得を目指す学生に対する修学資金の無利子貸付を支援します。

福祉系高等学校において、教育カリキュラムを充実し、介護人材の資質 向上を図ります。

単独では人材の確保に取り組むことが困難な小規模事業所等が、連携して取り組むネットワーク構築や合同求人活動、従事者研修などを支援します。

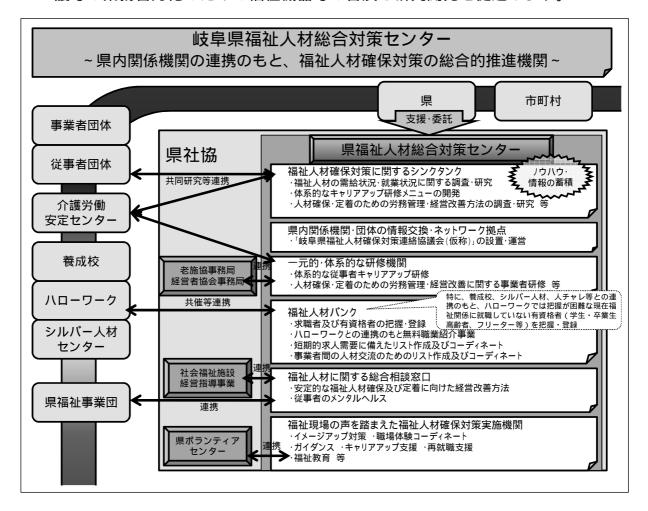
福祉人材養成機関による、現在福祉関係に就職していない介護福祉士など有資格者に対する再就職研修や、特に団塊の世代や高齢者、主婦層等に対する福祉分野への就労に繋げる研修などの取り組みを支援します。

日本・インドネシア経済連携協定等により就労した外国人従事者に対する相談対応や、研修・交流事業を実施し、その定着を支援します。

従事者がキャリアアップ・スキルアップのための資格取得や研修参加、 教育訓練等に参加する際、事業所における代替職員の雇用を支援します。

質の高い福祉人材の安定確保に向けた労働環境の改善の観点からも、従事者が安心して出産や育児等による休暇を取得するための育児休業制度の 導入をはじめ、事業者による福利厚生制度の充実を促進します。

岐阜県介護実習・普及センターでの介護・福祉機器等の展示と相談対応 体制の整備や、県関係機関・大学等での研究開発への支援などにより、介 護等の業務省力化のための福祉機器等の普及と研究開発を促進します。



## 福祉従事者への体系的・実践的な研修等による資質の向上

#### 1経緯・現状

社会福祉事業者による従事者の資質向上を支援するため、平成 9 年、県社会福祉協議会内に「岐阜県福祉研修センター」が設置されました。

岐阜県福祉研修センターでは、福祉人材研修に関するシンクタンク機関として、時代の要請に応じた研修内容・方法の開発や、研修情報の収集と発信を行うとともに、福祉従事者に対する体系的な研修を実施し、その養成と資質の向上を支援してきました。

#### 研修実績

	H15	H16	H17	H18	H19
課程数	25	28	25	24	25
参加者数(人)	2,513	3,227	3,326	1,951	2,101
研修日数(日)	71	92	85	66	69

県福祉研修センターまとめ

県では、県内福祉サービスの質の向上を図っていくため、岐阜県福祉研修 センターの運営を支援してきました。

#### 2 課題

福祉人材の不足が深刻化する中、各事業者においては、十分な従事者研修に取り組む余裕がない、との指摘もあります。しかし、利用者一人ひとりの満足や生活の質の維持と向上に繋がる、質の高い福祉サービスの提供が一層求められています。従事者には、専門的な知識や技術の習得のみならず、豊かな人間性も不可欠であり、事業者は、中長期的な視点に立った人材の養成と資質の向上に取り組む必要があります。

加えて、従事者にとって、研修によるキャリアアップ・スキルアップは、 自信と誇りを持って仕事に従事できることに資するものであり、また、質の 高いサービスの提供は、福祉の仕事に対する社会的評価の向上に繋がるもの です。このため、福祉人材の安定した確保の観点からも、従事者の資質の向 上への取り組みが求められています。

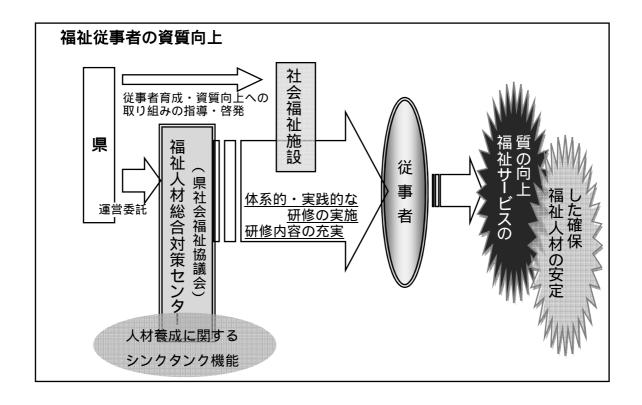
#### 3 方針

県では、福祉人材確保対策を総合的に推進するため、岐阜県福祉人材センターと岐阜県福祉研修センターを統合・一元化し、「岐阜県福祉人材総合対策センター」を県社会福祉協議会内に設置します。

岐阜県福祉人材総合対策センターでは、福祉人材の安定した確保の観点も 含め、利用者の立場に立った質の高い福祉サービスの提供に向け、福祉人材 養成に関するシンクタンク機能の充実や、体系的かつ実践的な研修内容の充 実などを推進します。

「基本施策2の(3)の 」参照

また、各施設協議会、市町村、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会等との連携のもと、監査をはじめあらゆる機会を通して、社会福祉事業者に対する中長期的な展望に立った従事者の養成と資質向上への取り組みを指導・啓発していきます。



## 民生委員の活動強化に向けた各種研修会等の開催

#### 1経緯・現状

県では、民生委員法第 18 条に基づき、民生委員に対する研修を実施し、 住民に最も身近な地域福祉の担い手である民生委員活動の充実を図ってきま した。

岐阜県民生委員児童委員協議会、市町村、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会等との連携のもと、3年毎に改選される民生委員に対して経験年数や役割に応じた研修等を企画・実施し、適切な相談や援助活動を行うために必要な知識と技術の習得を支援してきたところです。

#### 研修会開催実績

研修名	対象者		H15	H16	H17	H18	H19
単位民児協会長	民児協会	回数	2	2	1	2	1
研修会	の会長	参加者数(人)	281	280	282	274	262
単位民児協幹部	民児協会	回数	2	2	1	1	1
研修会	の副会長	参加者数(人)	301	303	314	330	325
県民生児童委員	経験3年未満	回数	6	5	5	5	5
研修会	の民生委員	参加者数(人)	1,233	1,526	1,336	1,300	1,445
中堅民生児童	経験3年以上	回数	5	5	5	5	5
委員研修会	の民生委員	参加者数(人)	744	791	1,026	1,272	1,026
主任児童委員	主任児童	回数	2	1	2	2	2
研修会	委員	参加者数(人)	461	490	464	455	438
		回数	17	15	14	15	14
計		参加者数 (人)	3,020	3,390	3,422	3,631	3,496

県民生委員児童委員協議会まとめ

#### 2 課題

地域の福祉課題が増大するとともに、多様化・複雑化・潜在化・深刻化する中、民生委員にとっても、知識と技能向上のための研修が一層重要となっています。

さらには、各々異なる地域の実情に応じたノウハウと情報の習得と蓄積の ため、市町村、市町村社会福祉協議会などとの連携のもと、地域毎での研修 会、研究会、情報交換会などの取り組みも、一層必要となっています。

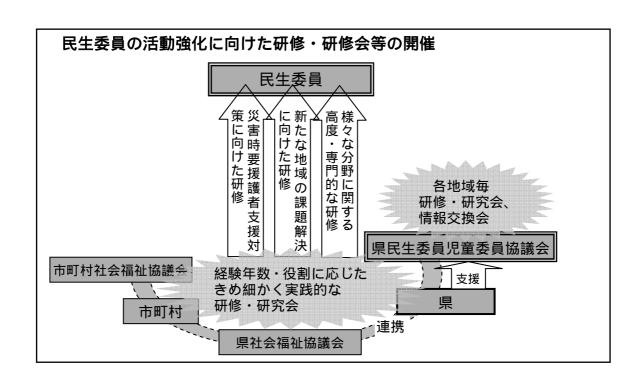
#### 3 方針

県では、岐阜県民生委員児童委員協議会、市町村、県社会福社協議会、市町村社会福祉協議会等との連携のもと、経験年数や役割に応じたきめ細かく 実践的な研修会や研究会の開催、各地域の民生委員児童委員協議会による研修活動等の活発化への支援など、次により、地域福祉活動の中心となる民生委員の資質向上を図ります。

増大、多様化・複雑化・潜在化・深刻化する地域の福祉課題に対する適切かつ迅速な相談や援助活動に向け、民生委員の経験年数や役割に応じたきめ細かく実践的な研修会、研究会を開催します。

- ・ 平成 20 年 4 月から始まった後期高齢者医療制度(通称:長寿医療制度)をはじめ、医療・保健・福祉・介護分野における法制度や施策のみならず、医療・保健等に関する高度・専門的な研修内容の充実を図ります。
- ・ 悪質商法の被害防止、振り込め詐欺防止、老老介護や孤独死と孤立化 への対応、自殺予防、増加する外国人問題など新たな地域の課題の解決 に向けて、研修内容の充実を図ります。
- ・ 「民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動」の積極的な 取り組みのため、「岐阜県・災害時要援護者支援対策マニュアル」等を 活用し、個人情報取扱いに関する具体的な方策を示すことをはじめ、災 害時における要援護者支援に向けた研修内容の充実を図ります。

各地域の民生委員児童委員協議会による、研修会・研究会、情報交換会 等の活発な開催と、その内容の充実を支援します。



## 子育てマイスターの確保・養成

#### 1経緯・現状

県では、社会全体で少子化対策に取り組むため、平成 18 年度に施行された「安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくり条例」に基づき、「安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくり計画」を平成 19 年度に策定しました。

本計画では、「地域で支える子育て」を重要な柱に位置づけ、地域における 子育て支援機能の一層の充実を図るため、平成 19 年度から子育てマイスター制度を開始しました。

平成 20 年 4 月現在、310 人の子育てマイスターが認定され、地域において個別相談、アドバイス、一時預かりなどの子育て支援活動に取り組んでいただいています。

#### 2 課題

核家族化や地域のつながりの希薄化にともない、かつてのような地域での 育児に関する相談や世代間支援による問題解決が難しく、育児に対して不安 を持つ家庭が増加しています。

育児に対する不安は、さらなる少子化の進展に繋がるとともに、不安を持つ家庭の孤立は、児童虐待を招く原因ともなります。

#### 3 方針

県では、子育てを地域で支える体制の整備に向け、市町村等との連携のもと、子育てマイスター制度の認知度の向上や、活動内容に合わせた養成講座等による人材育成と資質の向上などにより、子育てを地域で支える人材の確保と養成を図ります。

